

第 54 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和元年度第 4 回滋賀地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和元年 8 月 23 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 45 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 4 人（定数 5 人） 石井江利子 片山 聡 佐野洋史 中 睦</p> <p>労働者代表委員 5 人（定数 5 人） 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 中村猛利 吉田 守</p> <p>使用者代表委員 4 人（定数 5 人） 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 5 人 石坂労働局長、足立労働基準部長 高津賃金室長、辰巳室長補佐 吉川賃金指導官</p>
主要議題	<p>滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について 特定（産業別）最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（答申） 特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（諮問）</p>
議事要旨	<p>滋賀県労働組合総連合及びコープしが労働組合から異議の申出があった。</p> <p>異議の内容は、時間額 8 6 6 円に不服であること、地域間格差を是正すべきであること、最低生計費を大幅に下回る最低賃金であること、中小企業の支援を強化すること等。</p> <p>異議について審議した結果、答申どおり滋賀労働局長に答申することを決定し、滋賀労働局長に答申した。</p> <p>また、特定（産業別）最低賃金について、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」の 4 業種については改正決定の必要性有り。</p> <p>「新繊維工業」、「各種商品小売業」は改正決定の必要性有りとの結論には達しなかったこと。</p> <p>さらに、「百貨店、総合スーパー」については決定の必要性有りとの結論に達し得なかったことを滋賀労働局長に答申した。</p>

	<p>これを受け、滋賀労働局長から4業種の特定最低賃金の改正決定に係る諮問がなされた。</p>
--	---